

平成29年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」
成果報告書

教育委員会名	秋田県教育委員会
事業開始年度	平成29年度

Ⅱ 詳細報告

1. 推進地域の概要

(1) 推進地域内の児童生徒等の状況（平成27年5月1日現在） 【公立のみ】

（※平成25年度「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」の回答様式を参考に記載）

① 推進地域内の全学校のうち、病気やけがにより転学等を行った児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
10人	6人	0人	1人	0人	5人	22人

② 推進地域内の全学校のうち、長期入院（年間延べ30課業日以上）した児童生徒数

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
12人	15人	0人	17人	0人	2人	46人

2. 事業の内容

(1) 現状の分析と事業の目的

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

本県には、病弱教育を主として行う特別支援学校が設置されていないこともあり、「第二次秋田県特別支援教育総合整備計画（平成25～29年度）」の重点取組事項として病弱教育を掲げ、「病弱教育の充実に関する部会」を設置して、病弱教育の充実に向けた取組を進めてきた。

その一環として、平成28年度から本事業にも取り組み、本事業において病弱教育アドバイザーを配置し、市町村教育委員会等への病弱教育の情報提供、理解啓発活動を行った。そして、肢体不自由者・病弱者を主な対象とする県立秋田きらり支援学校と、重度・重複障害者を主な対象とする県立ゆり支援学校道川分教室の担当者が県内小・中学校に設置されている病弱・身体虚弱特別支援学級へ訪問し、同行した病弱教育アドバイザーとともに病弱教育と関係機関との連携等について情報提供を行った。病弱教育アドバイザーは、入院児童生徒、保護者、担当教員に対し相談支援、学習内容や方法に対する支援も行ってきた。

また、今年度は、事業担当校において病弱教育コーディネーター（教諭）を指名し、病弱教育アドバイザーとともに、小・中学校や医療機関、関係機関に対してセンター的機能の理解推進、特別支援学校との連携について情報提供及び理解推進を図った。

しかし、病弱教育への支援については理解や周知が不十分な現状であり、効果的な支援を行うことができる体制を確かなものにする必要がある。

以上の現状と課題から、本県の状況に合った関係機関の連携体制を構築し、病弱教育の支援体制を強化することが一つ目の目的である。

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

平成 29 年 5 月 1 日現在で、県内小・中学校に設置されている病弱・身体虚弱特別支援学級は、22 学級である。設置数が少なく学級が県内に点在しているため、学級担任は指導についての知識や技術が十分ではないことが多く、情報交換をする機会も少ない状態である。また、県の実態調査や学校訪問による聞き取り、文部科学省の長期入院児童生徒の実態調査などから、小・中学校の通常の学級にも、病気による長期入院や短期入退院の繰り返し等で、教育を受ける機会が確保できない児童生徒が在籍しており、十分な支援が行き届いていない場合があることが確認できた。

以上の現状と課題から、病弱教育を担当する教員の専門性を向上、充実させることが本事業の二つ目の目的である。

（２）事業内容と成果

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

①取組内容と成果

- ・小・中学校における病弱教育の充実に向けて、本事業で配置した病弱教育アドバイザーと、担当特別支援学校において指名された病弱教育コーディネーター（教諭）が、関係機関の連携体制構築を目指した。
- ・病弱教育アドバイザーが、昨年度に続き、全県の市町村教育委員会や医療機関等を訪問し、病弱教育に関する情報提供及び理解啓発を行った。病弱教育コーディネーターが同行し、センター的機能の活用や特別支援学校との連携への理解推進を図った。
- ・病弱教育アドバイザーが本事業の担当特別支援学校による病弱・身体虚弱特別支援学級の設置校訪問にも同行し、学級担任や管理職に対して、関係機関との連携や支援体制の構築等に関する助言を行った。
- ・病院内学級への支援については、継続的な訪問支援を行い、学級担任や保護者に対する相談活動を実施した。児童生徒の退院に当たっては、小・中学校原籍学級に対する訪問支援を行い、退院後の学校生活上の配慮点等について情報提供することにより、スムーズに復学できるようにし、退院後も病弱教育アドバイザーが継続的に支援した。
- ・病院内学級の在籍にかかわらず、継続的な教育相談等を行うことができる体制づくりについて、関係課との連携を図った。

②病弱教育アドバイザーの活用実績と成果

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）
元特別支援学校教員	3日／週×6時間×12か月 （事業担当校・担当者との打合せを踏まえた計画による活動、関係機関からの要請に応じた活動）
具体的な活動内容と役割	活動の成果
ア 病弱教育に関する理解推進活動 ・市町村教育委員会への訪問による事業と病弱教育に関する理解の促進	ア 病弱教育に関する理解推進活動 ・昨年度に続き、本事業の周知、理解と共に、直接訪問の効果が上がり、病弱教育アドバイ

<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の訪問による説明と情報収集、相談会への参加（保健機関、医療機関等） ・関係会議、研修会等への参加による説明と情報収集（市町村主催の特別支援学級担任研修会等） <p>イ 先進校・先進県の視察による情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県病弱教育に生かすための情報を収集する。 	<p>ザーの存在や活動への理解も得ることができ、相談につながった。</p> <p>イ 先進校・先進県の視察による情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による連携会議の在り方や復学支援、ICT機器を活用した遠隔教育についての実施状況を知り、今後の取組の参考になった。
--	---

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

①取組内容と成果

- ・小・中学校の病弱教育担当教員が、児童生徒の病気の状態に応じた学習指導や配慮等を行う力を高めることができるように、小・中学校に対する訪問指導、病弱教育に関する研修会等を実施した。
- ・訪問指導については、本事業の担当特別支援学校の担当者が、センター的機能の一環として全県に22学級ある病弱・身体虚弱特別支援学級の設置校を訪問し、学級担任との情報交換や授業参観を通して、学習指導に関する相談支援を行った。特別支援学級担任のための特別支援教育セミナー研修会と同日開催し、担当教員のみならず全校職員への理解推進につながったケースもあった。
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級の設置校訪問については、病弱教育アドバイザーや病弱教育コーディネーターも同行し、必要に応じて相談活動、学習内容や方法への指導助言を行った。
- ・病弱教育担当教員研修会は、講演や事例発表、情報交換及び情報提供等の内容で年2回開催した。1回目の研修会は県北、県央、県南の3か所において実施し、事業担当特別支援学校の教育専門監等が自立活動の計画や実施等についての講話を行った。2回目は、広く病弱教育について理解を深める機会とし、事業担当特別支援学校を会場にして、招へい講師による講演及び県内外の実践事例発表を行った。病弱教育担当教員から、地区別の研修会実施は参加しやすいとの意見が得られた。2回とも病弱・身体虚弱特別支援学級以外の特別支援学級、高等学校、福祉関係からの参加者がおり、情報交換ができたことは有意義であった。

②学習の補充支援員の活用実績及び役割

主な経歴・資格（人数）	活動内容実績（回数、活動形態、対象）
配置していない	
具体的な活動内容と役割	活動の成果

【その他の課題について】

- ・事業内容を評価し、本県病弱教育の在り方を検討するため、外部委員による病弱教育推進協議会を年2回実施した。更に、関係する義務教育課や保健体育課の課員も事務局に加えたことで、病弱教育について共通理解したり在り方を検討したりする機会にもなった。
- ・病弱・身体虚弱特別支援学級の設置校訪問の情報交換及び評価をし、今後の支援の在り方を共有するため、本事業に関わる病弱教育アドバイザー、病弱教育コーディネーター、本事業担当特別支援学校（管理職、担当）、特別支援教育課（副主幹、主任、担当）による病弱・肢体不自由教育推進協議会を年3回実施した。
- ・本県の施策の参考とするため行った先進校や先進県の視察では、関係機関による連絡会議や復学支援の実施状況、ICTを効果的に活用した病院内学級の指導や支援について今後の取組の参考となる情報を得ることができた。

（3）入院児童生徒等への基本的な支援の流れ（フロー図）

別紙1 参照

（4）実施スケジュール（実績）

別紙2 参照

3. 事業の課題と今後の方策

【体制整備・連携方法について（公募要領（ア））】

- ・本事業の担当特別支援学校が行った病弱・身体虚弱特別支援学級の設置校訪問において、訪問後の継続的な支援ができたケースが少なく、改善状況を確認する方法について検討する必要がある。センター的機能により、特別支援学校が継続的に支援、連携していく体制を強化する。
- ・病院内学級における途切れない相談支援、通級による指導等の体制を構築するために、病院内学級のある特別支援学校における病院内学級における通級による指導の取組を試行する。

【教育機会確保について（公募要領（ウ））】

- ・病弱教育担当教員研修会においては、小・中学校の病弱教育担当教員の現状のニーズに即した研修内容を設定し、情報提供や事例紹介にとどまらず、専門性の向上を具体的に図るための研修となるように検討する必要がある。併せて、他の研修会との兼ね合いから、参加しやすい時期や場所の設定を考慮する必要がある。
- ・高等学校の病弱・身体虚弱の生徒に関しての状況を把握できていない。長期入院あるいは短期入院の繰り返しによる学習機会の減少に対する病弱教育の充実を図るためにも、高等学校における実態調査を実施し、支援体制の在り方を検討する。